

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

東北財務局所管合同宿舎における自動車保管場所の一部区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集

物件番号	所在地（住居表示）	住宅名	駐車区画
1	岩手県盛岡市青山四丁目17-48ほか	青山住宅（第五地区）	1区画
2	秋田県秋田市千秋久保田町6-2ほか	上中城住宅	2区画
3	秋田県秋田市手形田中14-5	手形田中住宅	1区画
4	秋田県秋田市手形住吉町6-12ほか	手形住吉住宅	1区画
5	山形県山形市香澄町2丁目10-32	香澄町住宅	2区画
6	山形県山形市高堂1丁目10-3	南館住宅	1区画
7	福島県福島市腰浜町10-19ほか	腰浜町住宅	1区画

2. 使用許可期間

令和6年12月18日から令和8年3月31日

3. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）及び役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が直近5年以内に法令違反により刑罰等を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (6) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える

- 目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
 - (12) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。
 - (13) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条、同法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者で、令和6年4月1日現在でカーシェアリング事業を10箇所(ステーション)以上かつ20台以上運営している実績があること。
 - (14) 下記4の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

4. 応募申込

公募に参加を希望する者は、申込書類を下記「(2)受付場所」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便(配達証明郵便等の記録の残るものに限る)による。

(2) 受付場所

郵便番号 980-8436 仙台市青葉区本町三丁目3-1
仙台合同庁舎B棟 7階 東北財務局管財部管財総括第二課
(電話 022-263-1111 内線 3145)

(3) 受付期間

令和6年10月17日(木)～令和6年11月1日(金)
9時～12時、13時～17時(土曜、日曜を除く平日のみとする)
(受付は、持参の場合は17時まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

5. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和6年10月17日

財務省東北財務局長 太田原 和 房